

ゆうちょ銀行（郵便局）の指定について

特別徴収義務者で払込金融機関に、ゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行（郵便局）名を記入のうえ最初に納入される際に、そのゆうちょ銀行（郵便局）に提出してください。

前年度利用されたゆうちょ銀行（郵便局）は本年度も引き続きご利用出来ますので「指定通知書」を提出する必要はございません。

※提出方法について

「指定通知書」と納入書をお持ちになり、ゆうちょ銀行（郵便局）へ提出してください。提出した月の分からゆうちょ銀行（郵便局）での納付が可能になります。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 長 様
_____ 郵 便 局 長

秋田県井川町長 齋 藤 多 聞
(公 印 省 略)

指 定 通 知 書

貴行（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

- | | |
|----------|----------------|
| 1 口座番号 | 02580-9-960043 |
| 2 加入者の名称 | 井川町会計管理者 |
| 3 取りまとめ局 | 仙台貯金事務センター |